

その契約、今すぐ必要？

男性も増加！ 脱毛エステのトラブル



全国の消費者センター等には、脱毛エステについての相談が多く寄せられています。契約当事者の年代をみると、10～20歳代の割合が高く、性別では女性が多いものの、最近では男性からの相談も増加しています。

相談事例

◆ 事例① 広告のコースを希望したが、高額コースに…

「ひげ脱毛が月額約1,000円」という広告を見て、エステサロンでそのコースを希望したが、約50万円のコースを勧められ、「納得のいく脱毛をするには、これぐらい料金がかかる」と言われ、契約してしまった。支払っていくことが難しいので、クーリング・オフしたい。
(20歳代 男性 学生)



◆ 事例② 体験後に強引に契約をすすめられ…

脱毛エステの体験に行き、担当者から契約を勧められた。体験のつもりだけで来たと思っただが、「会社からハガキが届いた時に解約すれば大丈夫」と強引に勧誘され、契約してしまった。

無料体験



ハガキが届いたため、エステ店に連絡すると、「クーリング・オフ期間が過ぎているため、解約には手数料がかかる」と言われた。説明と違い、納得できない。(20歳代 男性 学生)

トラブルに遭わないためのポイント！

- (1) 「お試し施術」「月額〇〇〇円」などの広告の内容をうのみにしない。
- (2) 強引に契約を迫られても、きっぱりと断る。
- (3) 契約は慎重に検討する。

- ・長期間にわたる契約なので、肌に合わない、通えなくなったなどの「解約しなければならない」ことも想定しましょう。
- ・必ず契約書面で、有償の期間・回数等を確認しましょう。
(どのタイミングで中途解約できなくなるかなども確認)
- ・契約内容を理解できるまでしっかり説明を受けましょう。
(分割払いの場合は支払期間・回数等も確認)



- (4) クーリング・オフできる場合があります。

特定商取引法の特定継続的役務提供に該当するエステティックサービスの契約の場合、法定書面を受け取った日から数えて 8 日以内であれば、書面またはメール等によりクーリング・オフできます。

● **少しでも不安に思ったら早めに消費者センターにご相談ください。** ●



成人年齢引き下げにより、18 歳・19 歳でも一人で契約できる半面、未成年であることを理由に契約を一方的に取り消すことはできなくなりました。契約は慎重にしましょう。

※2022 年 10 月末の新成人の相談件数の状況を見ると、前年度の同時期よりも件数が増加したもののうち、99 件→716 件で脱毛エステが 1 位になっています。

(参考 国民生活センターHP、 冊子国民生活)

杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前 9 時～午後 4 時 (土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み)

